

令和 3 年 9 月 16 日

相談支援事業所 各位

松阪市福祉事務所
障がい福祉課

日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用する場合の取扱いについて

平素は、松阪市の福祉行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 4 月、松阪市において『障害福祉サービス等利用の手引き』を作成し、日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用する場合の取扱い等についてお知らせしておりましたが、このたび同一日利用の報酬単価等について下記のとおり定めましたので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、日中一時支援事業所には令和 3 年 9 月 8 日付け文書で通知を送付しております。

記

1. 日中一時支援を日中活動系サービスと同一日に利用した場合の報酬単価

併給の時間	軽度・中度・重度	重度障害者(児)支援加算* ()は左記単価に*を加えた額	
30 分以上 1 時間未満	610	100	(710)
1 時間以上	920	150	(1,070)
2 時間以上	1,230	200	(1,430)
3 時間以上	1,540	250	(1,790)
4 時間以上	1,850	300	(2,150)

※ 併給時の報酬単価は、生活介護、放課後等デイサービスにおける延長支援加算の単価に準じて定めています。

※ 併給時の報酬単価は延長支援加算の取扱いに準じていることから、障害者・障害児の区分、軽度・中度・重度の区分はありません。

※ 併給時の支援において、生活介護における重度障害者支援加算若しくは放課後等デイサービスにおける個別サポート加算の支給決定を受けている者又は重症心身障害児に対する支援は、「重度障害者(児)支援加算」を算定することができます。

※ 併給時の支給単位は、支援の時間にかかわらず 1 回につき 1/4 日です。

(日中一時支援を他のサービスと同一日に利用しない場合の報酬単価は、これまでどおり変更はありません。)

基本報酬		軽度	中度	重度
30 分以上 2 時間未満	(1/4 日)	1,000	1,250	1,500
2 時間以上 4 時間未満	(1/2 日)	2,000	2,500	3,000
4 時間以上 6 時間未満	(3/4 日)	3,000	3,750	4,500
6 時間以上 8 時間未満	(1 日)	4,000	5,000	6,000
8 時間以上	(1 日超)	5,000	6,250	7,500

**日中活動系サービスとは、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなど 1 日単位で報酬単価が設定されているものをいいます。

2. 日中活動系サービスの利用日に日中一時支援の報酬を算定できる時間帯

日中活動系サービス提供事業所のサービス提供時間外に限り、同一日において日中一時支援の算定が可能です。

(例) 日中活動系サービス提供時間（9:00～16:30）の前又は後に日中一時支援を利用する場合

営業時間 8:30 ◀ ▶ 17:00

サービス提供時間 9:00 16:30

日中一時 算定可能	日中活動系サービス提供時間 (日中一時支援の算定不可)	日中一時 算定可能
--------------	--------------------------------	--------------

※ 併給する日中一時支援事業所は、日中活動系サービス提供事業所の運営規程に定めるサービス提供時間を確認してください。

※ 日中一時支援事業所の送迎に係る時間は、日中一時支援の利用時間とすることはできません。

3. 日中活動系サービスと日中一時支援を同一日に利用するための手続き

令和３年１０月１日以降、新規又は更新の申請にあたり、同一日の利用が必要な場合は、地域生活支援事業利用申請書（様式第１号）に加えて、日中一時支援の同一日利用に関する申請書（利用者用）の提出が必要です。申請者の署名を添えて提出してください。

また、サービス等利用計画案については、上記の申請書の内容を踏まえ、同一日利用の必要性和その利用が具体的に分かるよう記載してください。

なお、9月末日時点において、支給決定の期間中である受給者（10月1日以降の支給決定について申請書をすでに提出された受給者を含む）で、同一日に利用している場合は、本人の署名を得ることなく、相談支援事業所から令和3年10月8日（金）までに当該申請書を提出してください。お忙しいところたいへん恐縮ですが、よろしくお願いします。

※ 様式は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

※ 同一日に併給が認められる利用者については、受給者証の備考欄に「日中活動系サービスとの同一日利用を認める」と記載します。

4. 適用開始時期

令和3年10月サービス提供分（11月請求分）から適用します。

5. 日中活動系サービスと日中一時支援を同一日に利用できる場合（以前にご案内した内容と変わりません）

日中活動系サービスと日中一時支援は、原則として同一日に利用することはできません。ただし、次のすべてを満たす場合に限り利用することができます。

- (1) 保護者又は介護者が疾病、出産、就労、冠婚葬祭・学校等の行事、親等の介護のため当該障がい者等を介護できない状態にあるとき
- (2) 他の施策や福祉サービスにおいて、当該障がい者等を受け入れることができないとき
- (3) サービス等利用計画案において同一日の利用の必要性が明確であるとき

- 問い合わせ先 -

松阪市福祉事務所 障がい福祉課

支給決定に関すること 佐野 請求に関すること 上尾

TEL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113

E-mail shogai.div@city.matsusaka.mie.jp